

第8期福島町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

福島町
令和3年3月発行

目 次

第1章 計画の目的

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間及び見直し時期	5
第4節 計画策定体制及び経緯等	5
第5節 社会福祉協議会との連携	5

第2章 高齢者等の現状

第1節 高齢者等の現状	6
第2節 高齢者保健福祉事業の現状	7
第3節 介護保険事業の現状	9

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方	2 1
第2節 基本方針	2 1
第3節 基本目標	2 2
第4節 推計の手順	2 4

第4章 将来人口等の推計

第1節 高齢者等の推計	2 5
-------------	-----

第5章 高齢者保健福祉に関する計画

第1節 福祉事業	2 7
第2節 保健事業	2 9

第6章 介護保険事業の推進

第1節 日常生活圏域の設定	3 1
第2節 地域密着型サービス	3 1
第3節 地域包括支援センター	3 1
第4節 地域支援事業の実施	3 2

第7章 介護保険料の積算

第1節 介護サービス量の見込	3 6
第2節 介護保険給付費の見込	3 8
第3節 第1号被保険者の基準保険料の積算	4 0

【資料】

1 福島町介護保険運営協議会の協議経緯	4 5
2 福島町介護保険運営協議会委員名簿	4 5
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（結果）	4 6

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の伸びと少子化の進行により急速に高齢化が進展しております。内閣府の令和元年度版高齢社会白書によると、高齢者の割合は28.1%で、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっております。最も多い年齢層である、いわゆる「団塊の世代」は、令和7年（2025年）に75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な認定者も増えていくものと予測されます。

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるために、保健・医療や福祉サービスの総合的・一体的な提供システムを確立し、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から施行されました。

平成18年度には、制度の持続可能性の確保と、明るく活力ある超高齢社会の構築等を基本的視点として予防重視型サービス、「地域支援事業」や「介護予防給付」「地域密着型のサービス」など新たなサービスが導入されその役割は重要性を増しています。

一方、当町の高齢化は全国平均を上回るペースで進んでおり、令和2年10月現在65歳以上の高齢化率は、49.3%（約2人に1人）、75歳以上の後期高齢者は、26.2%（約4人に1人）となっており、それに伴い増加が見込まれる認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、単身・高齢者のみ世帯への対応が課題となっています。

当町では、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第7期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してまいりました。

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする本計画は、これまでの計画の進捗状況などを踏まえ、地域包括ケアシステムの推進を図りながら、高齢者が豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、新たに「第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

【 第 8 期計画策定におけるポイント 】

令和 2 年 7 月 27 日に厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第 91 回）が開催され、基本指針案（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」案）の検討等が行われ、次のとおり計画に反映しています。

1. 2025 年、2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する 2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえた計画策定。

⇒ 第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略に沿った人口推計としています。

2. 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載。

⇒ 21 ページ「第 3 章 計画の基本的な考え方」の「第 2 節 基本方針」内に記載しています。

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などについて記載。

⇒ これまで同様に 27 ページ「第 5 章 高齢者保健福祉に関する計画」、31 ページ「第 6 章 介護保険事業の推進」において実施しています。

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載。

⇒ 町内に対象施設がないため、記載していません。

5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5 つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

教育等、他の分野との連携に関する事項について記載。

⇒ 33 ページ「第 6 章 介護保険事業の推進」の「2 包括的支援事業（（3）認

知症施策の推進)」に認知症施策について記載しています。

6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載。

⇒ 国で例示されたボランティアポイント制度等は導入しません。34 ページ「第6章 介護保険事業の推進」の「第4節 地域支援事業の実施（（6）介護・福祉人材確保への支援）」に取り組み内容を記載しています。（新規）

7. 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載。

⇒ 22 ページ「第3章 計画の基本的な考え方」の「第3節 基本目標（5 災害や感染症対策に係る体制整備）」に記載しています。（新規）

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」を総合的・一体的に策定した計画であります。

計画の策定にあたっては、「第5次福島町総合計画」及び「第3期福島町地域福祉計画」に掲げる基本方針や目標に沿うものとしながら、国の基本指針及び「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）」計画作成指針」並びに当町が策定した各種計画との整合性を図り策定するものであります。

<計画関係法令抜粋>

■ 老人福祉法 ■

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

■ 介護保険法 ■

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第3節 計画の期間及び見直し時期

第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年の計画となっており、令和7（2025年）年度及び令和22（2040年）年度を見据え地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を段階的に行う計画としております。

区 分	30年度	31年度 (元年)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画 期間	第7期計画			令和22年の将来をイメージ					
			見直し	第8期計画					
						見直し	第9期計画		

第4節 計画策定体制及び経緯等

計画の策定にあたっては、介護給付や介護予防給付の実績を精査しながら、保健・医療・福祉関係者や被保険者代表などで構成する福島町介護保険運営協議会で介護サービスの給付見込や介護施設などの今後の利用見込などを推計しながら協議、検討を行いました。

なお、計画期間内の適正な計画の推進を図るため、計画の進捗等の点検を引き続き介護保険運営協議会が行っていきます。

第5節 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進することを目的とする団体として位置付けられております。

地域住民のための福祉組織として、町内の地域福祉発展のため、今後も引き続き地域福祉を推進する観点から連携を図ってまいります。

第2章 高齢者等の現状

第1節 高齢者等の現状

1. 人口推移等

当町の総人口は年々減少し、令和元年では3,997人で、うち65歳以上の高齢者人口は1,906人となっており、総人口に占める高齢化比率は47.7%に達しております。

介護保険制度の始まった平成12年と令和元年の比較においては、人口では6,795人から3,997人と2,798人減少（率にして△41.2%）しており、世帯数も2,515世帯から2,093世帯へと422世帯（率にして△16.8%）減少しています。

また、65歳以上の高齢者人口は、平成12年の1,750人から1,906人と156人増加しており、総人口に占める高齢化率も25.8%から47.7%となっています。

今後も少子化が進み人口の減少とともに、高齢化率は高くなることが予想されます。

年齢階層別人口・世帯の推移

(単位：人)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元 年
総 人 口	5,897	5,114	4,422	4,389	4,265	4,118	3,997
40~64 歳	2,200	1,896	1,537	1,492	1,396	1,306	1,250
65~69 歳	499	445	459	486	494	499	487
70~74 歳	475	451	400	383	386	377	398
前期高齢者計	974	896	859	869	880	876	885
比 率	16.5%	17.5%	19.4%	19.8%	20.6%	21.3%	22.1%
75~79 歳	398	413	394	413	392	386	371
80~84 歳	250	314	304	314	328	322	316
85 歳以上	212	249	296	306	317	332	334
後期高齢者計	860	976	994	1,033	1,037	1,040	1,021
比 率	14.6%	19.1%	22.5%	23.5%	24.3%	25.3%	25.5%
65 歳以上人口	1,834	1,872	1,853	1,902	1,917	1,916	1,906
比 率	31.1%	36.6%	41.9%	43.3%	45.0%	46.5%	47.7%
世 帯 数	2,341	2,194	2,039	2,202	2,167	2,118	2,093
1世帯当り人員	2.5	2.3	2.2	2.0	2.0	1.9	1.9

* 国勢調査数値(H17~27), (H28・29・30・R1は住民基本台帳(9月末)による)

第 2 節 高齢者保健福祉事業の現状

当町において実施している保健福祉に関する各種事業のうち、主に 65 歳以上を対象とした部分について記載します。なお、令和 2 年度分については見込数です。

1 福祉事業

(1) 生活支援

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
安心生活創造事業	独居世帯	532 回	550 回	560 回
	老老世帯	810 回	764 回	802 回
	障害・高齢者世帯	6 回	6 回	0 回
	実質単身世帯	32 回	16 回	16 回
緊急通報装置設置貸付	年設置台数	2 台	1 台	0 台
	延べ設置台数	8 台	7 台	7 台
寝たきり老人等介護手当	支給人数	18 人	10 人	15 人
家族介護用品支給事業	支給人数	15 人	22 人	20 人

(2) 介護予防 (※デイサービス事業は、H29～地域支援事業へ移行)

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
ショートステイ事業(介護認定者)	利用者数	8 人	11 人	10 人
	延べ利用日数	19 日	36 日	28 日
ショートステイ事業(自立者)	利用者数	1 人	1 人	1 人
	延べ利用日数	7 日	9 日	7 日

(3) 生きがいつくり

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
老人クラブ運営助成事業	老人クラブ数	14 クラブ	12 クラブ	12 クラブ
	構成人数	383 人	354 人	342 人
敬老会	参加者数	393 人	365 人	0 人
ふれあいスポーツ大会	参加者数	231 人	121 人	0 人
温泉優待券配布事業	対象者数	2,203 人	2,171 人	2,171 人
	延べ利用人数	36,910 枚	37,145 枚	36,901 枚
温泉優待バス運行事業 (H28～週 5 日に増便)	運行回数	221 回	221 回	221 回
	延べ利用者数	5,407 人	5,276 人	4,728 人
高齢者学級の開催	開催回数	5 回	5 回	3 回
	延べ参加者数	304 人	287 人	150 人
高齢者趣味講座の開催	開催回数	0 回	0 回	0 回
	延べ参加者数	0 人	0 人	0 人

2 保健事業

(1) 健康教育

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
集団健康教育(一般)	実施回数	9 回	10 回	9 回
	延べ人数	275 人	269 人	150 人
集団健康教育(重点)	実施回数	12 回	9 回	9 回
	延べ人数	322 人	213 人	150 人
健康フェスティバル	参加者数	150 人	180 人	150 人

(2) 健康相談

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
重点健康相談	実施回数	13 回	21 回	20 回
	延べ人数	399 人	688 人	600 人
総合健康相談	実施回数	19 回	18 回	17 回
	延べ人数	489 人	488 人	350 人

(3) 健康診査

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
各種健康診査	特定健診	266 人	224 人	230 人
	胃がん検診	145 人	216 人	200 人
	大腸がん検診	288 人	237 人	230 人
	肺がん検診	267 人	250 人	250 人
	子宮がん検診	34 人	55 人	60 人
	乳がん検診	41 人	52 人	50 人
	前立腺がん検診	95 人	86 人	90 人
	骨粗鬆症検診	27 人	33 人	30 人
	脳ドック検診	8 人	2 人	5 人
	ABC検診	61 人	86 人	50 人

(4) 機能訓練・肺炎球菌予防接種

サービス(事業)種類	区 分	H30	R1	R2
リハビリ教室	実施回数	23 回	22 回	21 回
	延べ人数	301 人	260 人	230 人
肺炎球菌予防接種	被接種者数	87 人	45 人	50 人

第3節 介護保険事業の現状

1. 第1号被保険者・要介護者等の推移

(1) 第1号被保険者の状況

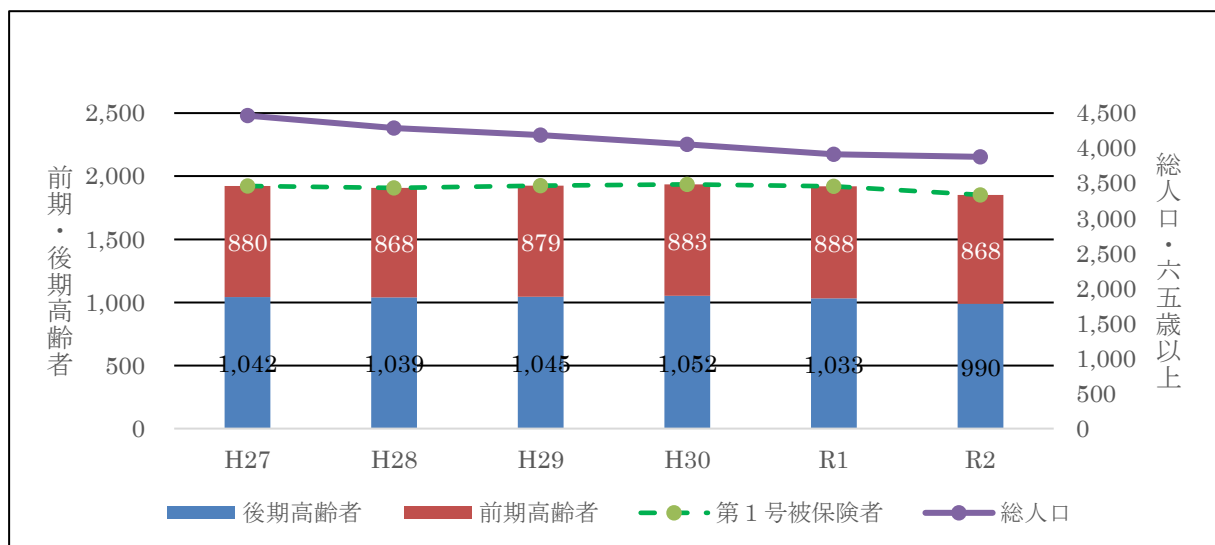
当町の人口は、今後も減少が続くものと見込まれ、65歳以上の第1号被保険者についても、徐々に減少していくと思われます。総人口に占める第1号被保険者の比率は50%前後で推移していくものと推計されます。

<第1号被保険者の状況>

(単位：人)

区分		第6期事業期間			第7期事業期間		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	総人口①	4,622	4,495	4,368	4,094	3,986	3,876
	第1号被保険者②	1,892	1,891	1,890	1,868	1,871	1,852
	前期高齢者 (65～74歳)	880	881	882	871	875	862
	後期高齢者 (75歳以上)	1,012	1,010	1,008	997	996	990
	比率(②/①)	40.9%	42.1%	43.3%	45.6%	46.9%	47.8%
実 績	総人口①	4,464	4,286	4,186	4,053	3,915	3,822
	第1号被保険者②	1,922	1,907	1,924	1,935	1,921	1,858
	前期高齢者 (65～74歳)	880	868	879	883	888	868
	後期高齢者 (75歳以上)	1,042	1,039	1,045	1,052	1,033	990
	比率(②/①)	43.1%	44.5%	46.0%	47.7%	49.1%	48.6%

(年度末実績、R2は見込み)



(2) 要介護認定者の状況

要介護認定者は、平成 27 年度をピークに 327 人まで増加しましたが、平成 29 年度以降は要支援の対象者が総合事業に移行しているため、300 人をベースに推移してきました。

また、高齢者人口に占める要介護認定者の割合を示す出現率は、平成 27 年度から概ね 15% 台から 16% 台で推移しております。

<要介護認定者の状況>

(単位：人)

区 分		第6期事業期間			第7期事業期間		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画	認定者数	317	341	379	305	304	301
	出 現 率	16.6%	16.9%	17.1%	16.3%	16.3%	16.3%
実績	認定者数	327	310	276	299	300	312
	出 現 率	17.1%	16.4%	14.3%	15.5%	15.6%	16.8%

※令和 2 年度の実績値は、見込数値となります。

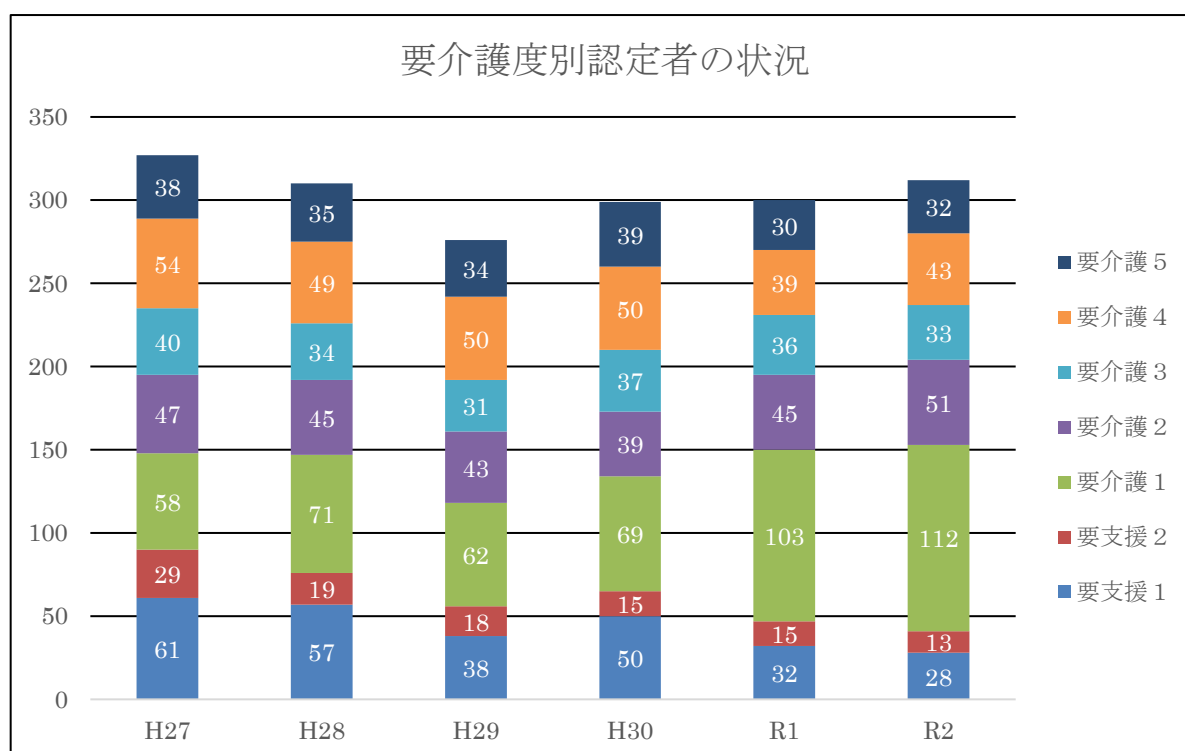
(3) 要介護度別認定者の状況

<要介護度別認定者の状況>

(単位:人)

区 分		第6期事業期間			第7期事業期間		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画	要支援1	37	35	34	48	47	44
	要支援2	32	42	51	14	13	13
	要介護1	76	88	101	82	79	79
	要介護2	49	45	46	38	38	38
	要介護3	34	35	37	36	37	38
	要介護4	37	41	47	48	48	47
	要介護5	51	56	64	39	42	42
	計	317	341	379	305	304	301
実績	要支援1	61	57	38	50	32	28
	要支援2	29	19	18	15	15	13
	要介護1	58	71	62	69	103	112
	要介護2	47	45	43	39	45	51
	要介護3	40	34	31	37	36	33
	要介護4	54	49	50	50	39	43
	要介護5	38	35	34	39	30	32
	計	327	310	276	299	300	312

※令和2年度実績数値は、見込数値となります。



2. サービスの利用状況

(1) 全体のサービス利用状況

サービス利用者数は、施設サービスは横ばいですが、居宅サービスは増加傾向で推移しております。

<全体のサービス利用状況>

(単位：人)

区 分		第6期事業期間			第7期事業期間		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
計画	居 宅	178	196	162	150	150	150
	施 設	78	79	80	75	75	75
	計	256	275	242	225	225	225
実績	居 宅	175	178	156	155	165	182
	施 設	81	78	73	66	66	60
	計	256	256	229	221	231	242

(年度末実績、R2 については 10 月末数値)

(2) 居宅サービス利用状況

平成 29 年度から要支援 1・2 のサービス利用者のうち、ヘルパー・デイサービスのみの利用者は総合事業対象者となったため、要支援の利用者数が減少しています。

<居宅サービス利用者の介護度別内訳>

(単位：人)

区 分		第6期事業期間			第7期事業期間		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2
要支援 1		34	46	21	20	15	14
要支援 2		24	19	8	12	8	7
要介護 1		38	40	55	46	72	80
要介護 2		35	28	25	28	30	40
要介護 3		18	17	17	20	12	15
要介護 4		19	19	20	19	17	14
要介護 5		7	9	10	10	11	12
計		175	178	156	155	165	182

(年度末実績、R2 については 10 月末数値)

(3) 施設サービス利用状況

＜施設サービス利用者の施設別内訳＞

(単位：人)

区 分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
介護老人福祉施設	54	55	54	55	52	51
介護老人保健施設	26	22	18	10	14	9
介護療養型医療施設	1	1	1	1	0	0
計	81	78	73	66	66	60

(年度末実績、R2 については 10 月末数値)

＜施設サービス利用者の介護度別内訳＞

(単位：人)

区分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
要支援 1	0	0	0	0	0	0
要支援 2	0	0	0	0	0	0
要介護 1	8	7	7	5	7	6
要介護 2	7	8	9	7	2	1
要介護 3	16	15	12	9	18	15
要介護 4	27	27	23	24	23	22
要介護 5	23	21	22	21	16	16
計	81	78	73	66	66	60

(年度末実績、R2 については 10 月末数値)

(4) サービス別の利用状況

以下の各サービスの計画及び実績数値は、1ヶ月平均の利用人数を表しています。

(4) - 1 訪問系サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護では、訪問介護員（いわゆるホームヘルパー）が利用者の自宅へ訪問し、食事・排泄・入浴などの介護サービスや掃除・買い物などの生活支援サービスを提供します。費用は、利用時間によって変動します。

《介護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	74	78	82	68	70	76
実 績	66.8	59.9	63.6	58.8	70.0	83.0

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	45	46	1			
実 績	41.0	48.1	4.3			

② 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、訪問入浴の専門職員が自宅へ訪問し、入浴車により利用者の入浴介助を行うサービスです。ただし、訪問介護での入浴介助とは違い、自宅の浴槽での入浴が難しくなった方を対象としており、訪問介護員が持参した浴槽を使用して入浴介助を行います。

《介護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	14	12	11	16	16	18
実 績	11.3	9.1	11.8	9.0	6.7	11.0

③ 訪問看護

訪問看護は、看護師などが疾患があり継続して療養や医療的支援を受ける必要がある利用者の自宅へ訪問するサービスであり、サービス利用者は主治医の指示のもとで必要となる療養上の支援や診療の補助を受けることができます。

《介 護》

(単位：人)

区 分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計 画	1	1	1	2	2	2
実 績	1.7	1.4	1.6	1.3	1.3	2.3

＜予 防＞

(単位：人)

区 分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計 画	-	-	-	1	1	1
実 績	0	0.7	1.0	1.0	1.0	2.7

④ 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、理学療養士、作業療養士、言語聴覚士などの機能訓練（リハビリテーション）の専門スタッフが自宅で生活をおくる要介護者のもとに訪問し、利用者の心身の機能維持や自立に向けて支援を行うサービスです。

《介 護》

(単位：人)

区 分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計 画	-	-	-	1	1	1
実 績	0	0.2	1.3	2.0	2.9	2.7

⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、要介護状態となった場合においても、可能な限り利用者の居宅においてもっている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、居宅を訪問して心身の状況や置かれている環境等を把握し療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る目的で提供されるサービスです。

《介 護》

(単位：人)

区 分	第 6 期事業期間			第 7 期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計 画	7	7	7	10	10	10
実 績	5.5	10.4	15.2	15.3	22.2	26.0

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	-	-	-	0	0	0
実 績	0	0	0.3	0.9	0.4	0

(4) - 2 通所系サービス

① 通所介護（デイサービス）

通所介護とは、普段は自宅で暮らしている要介護者が日帰りで介護の専門施設に通い、食事や入浴といった日常生活上の支援を受けながら機能訓練（リハビリテーション）、レクリエーションなどを行うサービスです。

<<介 護>>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	49	49	51	15	15	15
実 績	41.3	10.3	15.3	15.7	21.5	24.6

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	14	15	1	0	0	0
実 績	10.6	17.3	2.2	0	0	0

② 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）とは、普段は自宅で暮らしている要介護者の方が、老人保健施設、病院、診療所といった施設に日帰りで通い、介護や機能訓練（リハビリテーション）などの日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

<<介 護>>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	-	-	-	1	1	1
実 績	1.9	1.4	2.0	2.0	1.1	1.3

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	-	-	-	0	0	0
実 績	0	1.0	0	0	0.3	0.1

(4) - 3 短期入所系サービス

① 短期入所生活介護

短期入所生活介護では、利用者が特別養護老人ホームやショートステイ単独の事業者などに短期間宿泊し、その期間、心身の機能維持・改善のために日常生活上の支援や介護、機能訓練（リハビリテーション）、レクリエーションなどのサービスを受けることができます。

《介 護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	17	20	22	18	18	18
実 績	13.9	15.9	15.8	15.2	14.6	13.6

＜予 防＞

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	1	1	1	1	1	1
実 績	0.2	0.4	0.6	0.1	0	0

② 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

短期入所療養介護は老健、介護療養型医療施設、介護医療院で実施されているため、医師や看護師、理学療法士などの機能訓練（リハビリテーション）の専門スタッフなどが常駐しており、短期入所生活介護よりも療養上、医療的に必要な支援体制が整っている中でサービスを受けることができます。

《介 護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	-	-	-	0	0	0
実 績	0.3	0.2	0.2	0	0.1	0.1

(4) - 4 認知症対応型共同生活介護

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある要介護者が共同生活住所において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護スタッフによる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練（リハビリテーション）を行うことにより、利用者がもっている能力に応じて自立日常生活を営むことができるようにする目的で提供されるサービスです。

《介護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	12	14	15	11	11	11
実 績	11.7	11.3	10.8	10.9	9.0	9.1

(4) - 5 特定施設入居者生活介護

① 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどで行う生活介護）

特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をいいます。

特定施設の対象となるのは、「有料老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「養護老人ホーム」となります。

《介護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	7	10	14	6	6	6
実 績	4.8	5.7	5.5	5.3	6.0	9.0

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	3	4	5	3	3	3
実 績	2.6	1.8	1.6	1.4	0.5	0

(4) - 6 福祉用具系サービス

① 福祉用具貸与

自宅で介護を受けている要介護者ができる限り暮らしやすくなるよう、日常生活を支えるための福祉用具を借りることができ、福祉用具を借りることで家族の負担も軽減されます。

《介護》

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	77	85	93	85	85	85
実 績	77.6	68.8	79.3	76.8	84.3	88.7

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	7	8	9	25	25	25
実 績	11.4	19.8	21.8	28.5	26.8	22.3

② 福祉用具購入

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者から、入浴や排泄に用いる福祉用具を購入するものです。

<<介 護>>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	2	2	2	1	1	1
実 績	2.1	1.3	1.3	1.6	2.4	2.6

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	1	1	1	1	1	1
実 績	1.1	0.7	0.9	1.1	0.4	0

(4) - 7 住宅改修系サービス

① 住宅改修

住宅で生活している要介護者ができる限り安全に暮らせるように、住宅を改修するサービスです。住宅の改修は段差の解消や手すりのとりつけなどの6つの改修が対象となります。

<<介 護>>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	1	2	2	2	2	2
実 績	1.2	1.1	1.5	1.4	1.7	0.7

<予 防>

(単位：人)

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	1	1	1	1	1	1
実 績	0.7	0.7	0.7	1.3	0.3	0

(4) - 8 施設系サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：特養）

入居の対象者が原則要介護3以上の方と限られてはいるものの、介護施設のなかでも比較的安く利用することができる施設です。受けられるサービスは主に介護や機能訓練（リハビリテーション）、療養上の支援などになります。

《介護》

（単位：人）

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	55	55	55	55	55	55
実 績	54.1	56.2	54.5	55.2	55.8	49.7

② 介護老人保健施設（老健）

在宅復帰を目指す高齢者を受け入れて介護や機能訓練（リハビリテーション）などのサービスに加え、日常の医療的な支援も提供しています。病院と自宅との「経由地点」のような施設であり、原則入居者の長期滞在を想定しておらず、3か月ごとに入居の判定が行われます。

《介護》

（単位：人）

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	22	23	24	21	21	21
実 績	25.8	23.8	19.4	10.5	11.3	12.6

③ 介護医療院・介護療養型医療施設（療養病床）

医学的な管理のもとで介護や必要な医療支援を受けることができます。老健と似ているようにも感じますが、より専門的な医療行為を受けることができ、長期の滞在も可能です。

《介護》

（単位：人）

区 分	第6期事業期間			第7期事業期間		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
計 画	1	1	1	1	1	1
実 績	0.8	1.0	0.4	0.3	0.3	0

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

介護保険制度は、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から施行され、制度の定着が図られてきたところですが、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者や認知症高齢者が今後も増加していくことが予想されます。また、令和22年（2040年）には高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減することも予想されます。

当町の現状にあっても、人口の約49%が65歳以上となっており、全国の傾向と同じように一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

こうした中、当町では、第5次福島町総合計画において「力を合わせ、新たな時代を築き、次代につなぐ福島」をテーマとし、一人ひとりが健康を実現することで、“まち”が元気を取り戻す“元気循環型”のまちづくりを進めております。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にあっては、高齢者一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと活動し、安心して暮らすことができ、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要になっても、住み慣れた地域で、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供され生活できる環境（地域包括ケアシステム）の実現を目指してまいります。

第2節 基本方針

第8期計画についても、これまでの計画に掲げた基本方針に沿い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを進めてまいります。

また、本計画は令和7年（2025年）のみならず、令和22年（2040年）を見据えた計画となることから、基本目標に掲げた各項目について推進し、高齢者の元気づくりと不安のない地域づくりを目指すものとします。

また、地域共生社会の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、健康や予防への関心を高め、健康増進や予防に対する取組を促すとともに、積極的にニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりのため、関係機関と連携・協力し取り組みを推進します。

第3節 基本目標

1 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしく生活を続けられるよう、福島町三師会等の協力を得ながら在宅医療・介護サービス等の情報共有等、様々な局面で連携できる体制の構築を図ります。

2 介護予防の推進

高齢者ができる限り健康な生涯を送れるよう、各地区を巡回する「ふれあい教室」などを通じて「自分の健康は自分で守る」ということを基本としながら、今後も継続して高齢者の交流を図り、また生活機能の低下を防ぐため、介護予防対策を引き続き推進し、介護を必要としない高齢者が増加するよう努めます。

3 安定的な介護保険運営を行うための準備基金

第6期以降、給付と負担のバランスを見極めながら適正な保険料の算出に努めてきたことや、介護予防を推進することにより、介護保険事業全体の健全な運営に努めてきた結果、令和元年度末現在で64,889千円の準備基金を積み立てることが出来ました。今後、大幅な保険料の増加が必要となった場合等に取り崩し、被保険者の大幅な負担増とならないよう適切に活用してまいります。

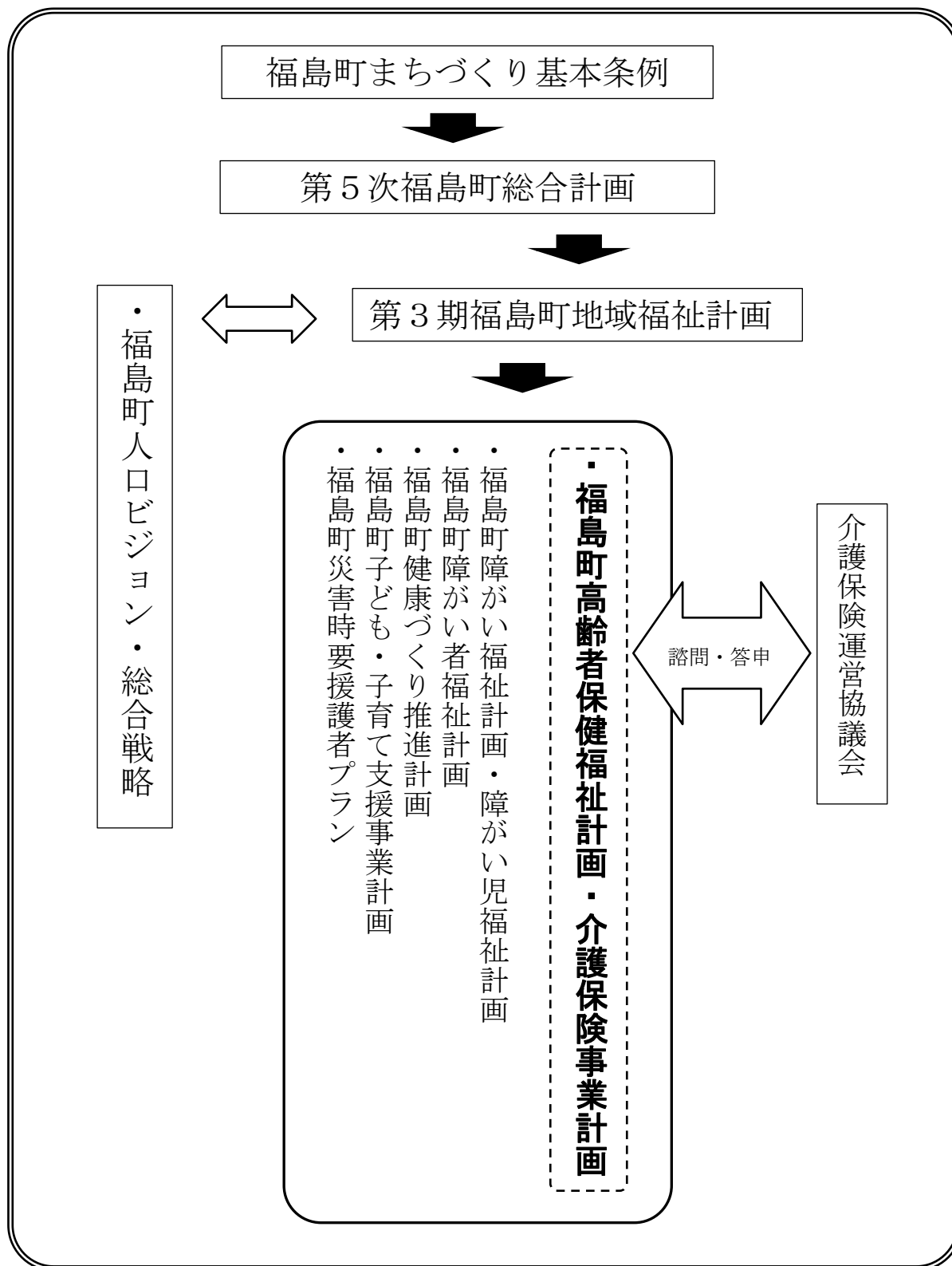
4 計画の着実な実行

高齢者が、介護又は介護予防等について必要な情報を取得でき、良質なサービスを確実に利用できるように、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図るため、「福島町介護保険運営協議会」で点検・評価等を行ってまいります。

5 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、緊急時に対応できるよう関係機関と連携し、体制整備を進めてまいります。

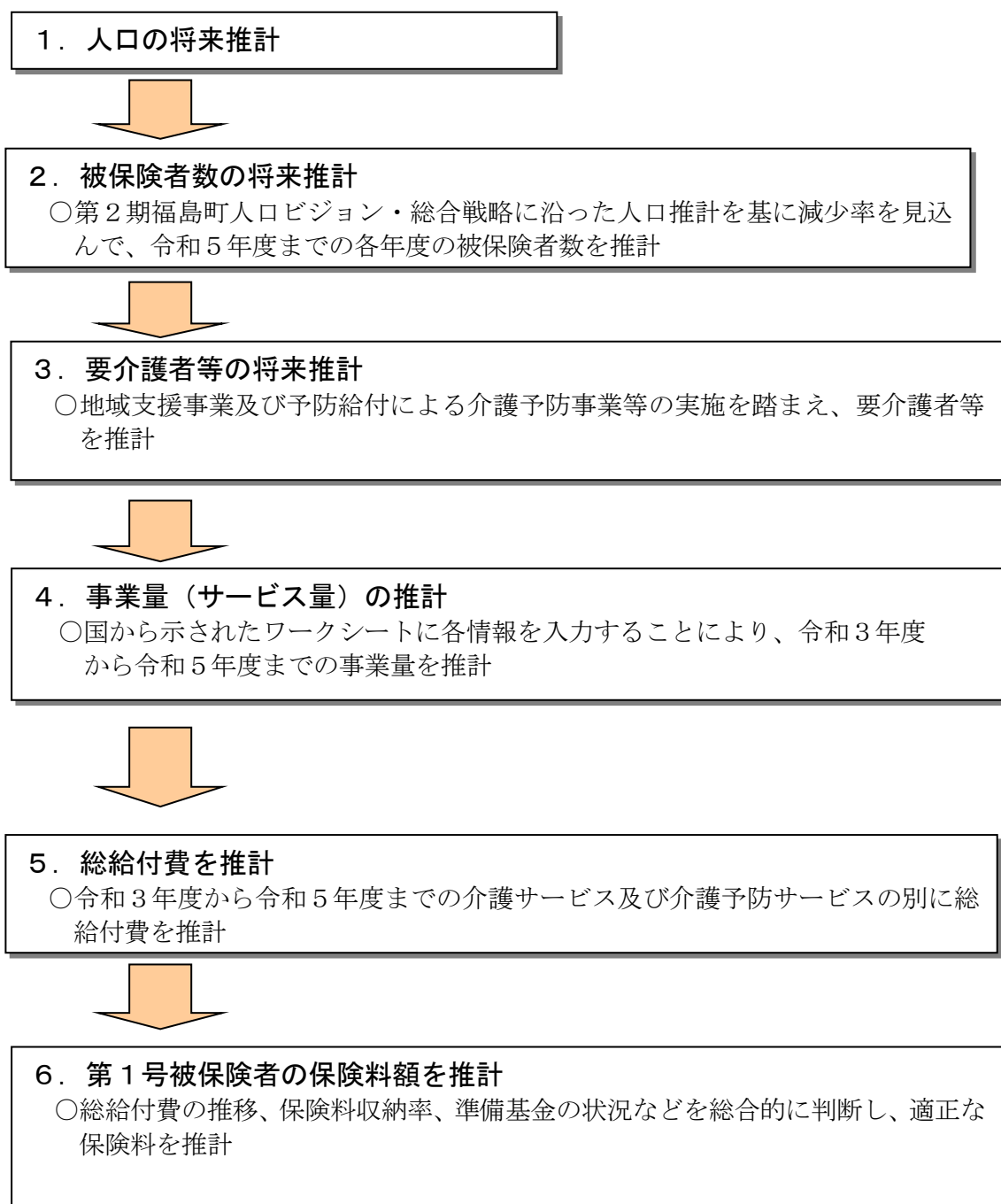
【 計画の相関図 】



第4節 推計の手順

第8期介護保険事業計画を策定するにあたって、令和3年度から令和5年度までに必要とする介護保険対象サービスの事業量及び事業費の推計を基礎とし、当期間における第1号被保険者の保険料額を積算します。

なお、第1号被保険者の保険料額の積算に至る推計手順は、以下のようになっています。



第4章 将来人口等の推計

第1節 高齢者等の推計

1 第1号被保険者数等の推計

第8期介護保険事業計画期間の被保険者数は、推計基準人口を令和2年3月策定の「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」で示された人口推計を基に積算しております。

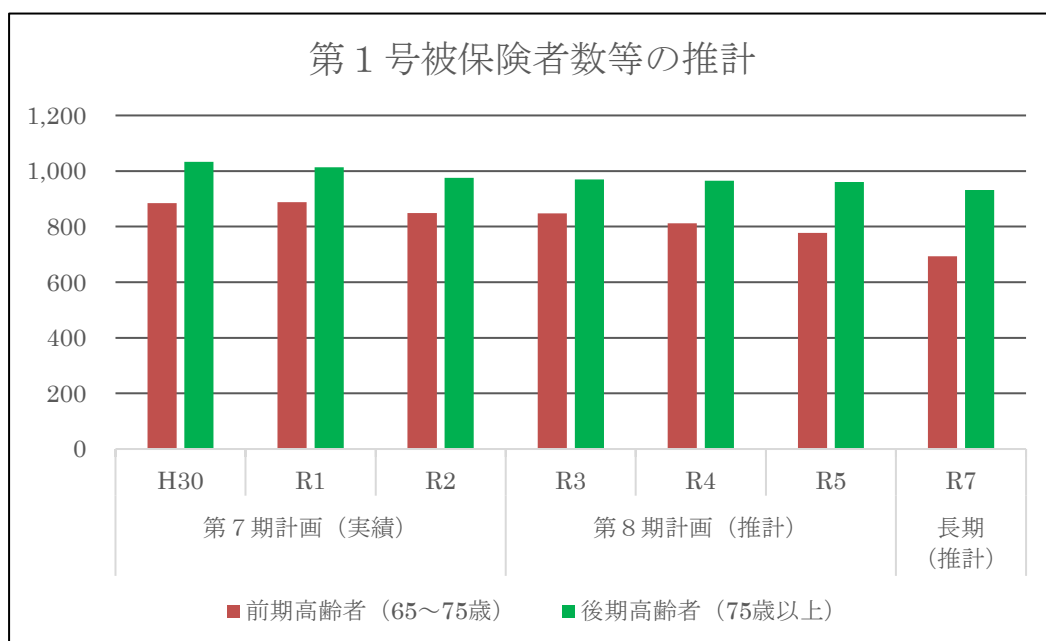
第1号被保険者数は、令和3年度の1,818人に対し、令和5年度では1,739人と79人の減少と推計しています。なお、65歳から74歳までの前期高齢者数も同様に推計していますが、令和3年度からの5年間では、193人減少していくものと推計しております。

<第1号被保険者数等の推計>

(単位：人)

区 分	第7期計画(実績)			第8期計画(推計)			長期(推計)
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
第1号被保険者	1,935	1,921	1,858	1,818	1,777	1,739	1,625
前期高齢者(65～74歳)	883	888	868	848	812	778	693
後期高齢者(75歳以上)	1,052	1,033	990	970	965	961	932

(保険者数には住所地特例被保険者も含まれております。)



2 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数は、令和3年度で315人、令和4年度で305人、令和5年度では294人と推計しています。

要介護認定率は、第7期計画では令和2年度の最終年度において16.25%で見込んでおりました。この間、第1号被保険者はほぼ計画どおりでしたが、認定者数が増加したことから16.8%と微増となりました。

今後、令和5年度までは、第1号被保険者は徐々に減少する見込みですが、認定者数及び認定率は令和3年度がピークとなり、その後減少していくと推計してします。

<要介護認定者数の推計>

(単位：人、%)

区 分	第8期計画		
	R 3	R 4	R 5
第1号被保険者(A)	1,818	1,777	1,739
要支援1	30	29	29
要支援2	14	14	14
要介護1	109	105	102
要介護2	52	50	47
要介護3	33	34	33
要介護4	42	41	37
要介護5	33	32	32
認定者数(B)	315	305	294
認定率(B)/(A)	17.33%	17.16%	16.90%

第5章 高齢者保健福祉に関する計画

第1節 福祉事業

1 生活支援

(1) 声かけ訪問サービス（安心生活創造事業）

高齢者が日常生活で孤独感や不安のないよう定期的に声かけ訪問を行って安否確認をするとともに、暮らしの変化などを把握し緊急時においても関係団体等との綿密な連携のもとで対処します。

(2) 救急情報キットの配布

緊急時に救急隊員等が医療情報及び緊急時の連絡先情報等を容易に確認できるよう、今後も65歳以上の方に「救急情報キット」を配布します。

(3) 緊急通報装置設置貸付事業

緊急通報装置は、火災報知機能やガス漏れ感知機能も備えており、今後も既存機器の活用を図りながら更新し、緊急時の対応に努めます。

(4) 寝たきり老人等介護手当

居宅の寝たきり老人及び認知症老人などの方を介護する家族に対して、介護手当を支給します。

(5) 高齢者等屋根雪下ろし助成事業

低所得高齢者世帯等に対し、冬季間の屋根の雪下ろし及び排雪費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

2 介護予防

(1) デイサービス事業

居宅の高齢者等で虚弱な方を対象に自立状態を維持する目的で、指定通所介護事業所において日常生活訓練、趣味活動などのサービスを提供します。

(2) ショートステイ事業

要介護状態への進行防止や家族介護の負担軽減を図るため、指定短期生活介護事業所において、短期間の宿泊を行うことにより、生活習慣の指導及び体調管理を行います。

なお、自立者に対するショートステイ事業は、「地域支援事業」で実施することになります。

3 生きがいつくり

(1) 老人クラブ運営助成事業

高齢者の交流や社会参加を促し、生きがいを持って活動を継続できるよう老人クラブの組織を支援します。

(2) 敬老会の開催

高齢者相互の親睦を図るとともに、社会参加や外出機会の増加につながることから継続して事業を実施します。

(3) ふれあいスポーツ大会の開催

レクリエーションを通じて高齢者の健康増進を図るとともに、子供たちとふれあうことで元気回復につなげるため、継続して事業を実施します。

(4) 温泉健康保養センター優待券配布事業

温泉入浴の効果により健康増進を図る観点から高齢者に対して温泉優待券を配布します。

(5) 温泉健康保養センター優待バス事業

高齢者には交通不便者の割合が高いことから、優待バスを運行することで温泉の利用を容易にするとともに、外出や交流の機会を作ります。

(6) 高齢者学級の開催

老人クラブを中心に多くの高齢者が参加しており、今後も高齢者の生きがいつくりや社会参加、外出機会の増加につながることから継続して事業を実施し、交流促進を図ります。

(7) 高齢者趣味講座の開催

多彩な趣味講座に参加することで高齢者相互の交流が促進されるとともに、趣味を実践することで生きがい対策につながることから、継続して事業を実施します。

第2節 保健事業

1 健康教育

(1) 集団健康教育（一般）

町内会や企業単位の集団を対象として健康増進や検診等について啓蒙活動を行います。

(2) 集団健康教育（重点）

生活習慣病等の予防に着目した料理教室を行い、家庭の食生活の改善を促します。

(3) 健康フェスティバル

実行委員会主体で開催している事業ですが、この催しをとおして自分自身や家族の「健康増進や健康維持」について触発する機会とします。

2 健康相談

(1) 重点健康相談（温泉健康相談）

高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、肥満に関する健康相談を、月1回の割合で温泉施設を会場に実施します。

(2) 総合健康相談

敬老会の会場や検診結果説明会の会場、或は日常的な窓口対応としても適切な機会をとらえて健康相談を行います。

3 健康診査

各種健康診査の実施については、病気の早期発見・早期治療を促進するため、平成24年度から導入した血液検査で胃がんリスクの分かるABC検診をはじめ、各種健康診査を広報等で周知の徹底を図り、受診率の拡大を図ります。

4 機能訓練

リハビリ教室については、身体に障がいをお持ちの方を対象に、体操や作業療法、レクリエーション等を行い、介護予防を図ります。

5 肺炎球菌予防接種

肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重病化を予防し、高齢者等の健康保持増進を図り、医療費の抑制に努めます。なお、平成19年度から21年度の3カ年で65歳以上の高齢者に接種し、平成22年度からは65歳到達者を対象としておりましたが、平成27年10月より定期接種化されており、第8期計画において

も継続して実施します。

第6章 介護保険事業の推進

第1節 日常生活圏域の設定

第3期計画から地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、公的介護施設等の整備の状況を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることになっています。

圏域は2～3万人を1圏域とすることが望ましいとされていることから、当町では、町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

第2節 地域密着型サービス

要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう平成18年4月に創設されたものです。

当町では、グループホーム陽光園（9床）がサービスを提供していますが、平成28年度からデイサービス陽光園も地域密着型サービスになりました。

第8期計画中の令和3年度には、建物の老朽化に伴う大規模修繕などが予定されております。

第3節 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう、町による直営方式で運営しております。

現在、保健師・主任介護支援専門員・臨時介護支援専門員が配置になっておりますが、いずれも兼務や会計年度任用職員となっていることから、専任職員の配置について検討してまいります。

（1）総合相談・支援

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、実態を把握し、必要なサービスにつなげてまいります。

（2）介護予防マネジメント

介護予防事業、新たな介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(3) 権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のため、適切なサービスを行います。

また、町内で高齢者の虐待等が発生した場合、緊急避難先等を斡旋・保護するとともに家族や関係者と相談のうえ解決策をさぐります。

(4) 包括的・継続的マネジメント

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の社会資源の活用を調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

第4節 地域支援事業の実施

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスです。

区分としては、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業があり、地域での包括的な相談等はもとより、ボランティアをはじめとした多様な支援や、医療・介護の連携強化、認知症高齢者の支援体制などを推進していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護認定で非該当や要支援1・2と判定された方や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある方が対象です。一部事業は自立した生活を送れる方も対象となります。

(1) 訪問型サービス事業

要支援認定者へ適切なケアマネジメントをし、ヘルパーによる身体介護や生活援助を行います。平成29年度からは町ヘルパーによる「退院直後の短期支援サービス等」も展開し、体制の充実を図っています。

(2) 通所型サービス事業

要支援認定者へ適切なケアマネジメントをし、指定事業所においてデイサービス事業を行います。平成29年度からは新たに吉岡温泉を活用して「温泉デイサービス」を実施しています。

(3) 生活支援サービス事業

要支援認定者及び生活機能が低下している方へ適切なケアマネジメントを

し、介護支援専門員やヘルパーによる、見守り・声かけ等自立した生活続ける支援を行います。

(4) ふれあい教室開催事業

各地区での巡回教室の実施により、高齢者の交流を図るとともに、生活機能の低下を防ぐため、体操や遊びとリハビリテーションを組み合わせた「遊びリテーション」・栄養・口腔・生活指導を行います。

(5) ショートステイ事業

自立者に対して要介護状態への進行防止や家族介護者の負担軽減を図るため、指定短期入所生活介護事業所において、短期入所を行います。

(6) 介護予防普及啓発事業

高齢者が最も多く参加する敬老会やふれあいスポーツ大会等の機会をとらえて、体操の指導者を招き、日常的に継続できる健康体操教室を行います。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント・総合相談支援業務・権利擁護業務・ケアマネジメント支援等を行う地域包括支援センターを直営で運営します。そのための適正な人材確保に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護の資源把握と情報提供、相談窓口の運営等を推進します。また、木古内町・知内町・福島町の医療機関、介護事業所、包括支援センターなどの構成による「福島町知内町木古内町在宅医療介護連携ネットワーク協議会」を設立し、平成30年度より木古内町国保病院に委託して、入退院時における情報共有システムを構築するとともに緊急時入院病床の確保、医療・介護関係者の研修等を行い、医療と介護サービスの連携ネットワーク体制の充実を図ります。

(3) 認知症施策の推進

今後増加が想定される認知症者を地域で見守ることができるよう、平成30年度より「認知症初期集中支援チーム」、「認知症地域支援推進員」を設置するとともに、状況に応じて「認知症サポート医」の支援を受けながら、認知症の早期診断、早期対応を構築します。また、認知症の人やその家族、地域の人や

専門家などが相互に情報を共有する「認知症カフェ」を事業展開します。

(4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進するため、平成 30 年度より、生活支援コーディネーターを配置し、介護予防活動支援事業を実施している吉岡里の会等と活動内容の情報交換等を行いながら、これらを情報共有する場としての協議体（介護保険運営協議会が兼務）を設置します。

3 任意事業

(1) 介護給付費適正化事業

介護給付費の適正化を図るため、直接の介護サービス提供者の資質向上を目指した講習会を実施するほか、利用者の状況調査、利用計画の点検等を行います。

(2) 地域ケア会議の開催

高齢者の多様なニーズに対応するため、関係者による定期的なケア会議を開催し、マネジメントの適正化を図り、地域の課題、高齢者虐待、介護従事者の支援等介護に関わる種々の問題を話し合い改善に努めます。

(3) 家族介護用品支給事業

要介護度 4・5 の居宅等で寝たきりとなっている方を介護している家族で一定の所得要件を有している方に対し、介護保険の適用とならないオムツ等の介護用品の給付を行います。

(4) 家族介護交流会の開催

介護家族の方を対象に、介護者相互の情報交換を目的とした交流会を定期的に開催し、家族の心身の元気回復を図ります。

(5) 住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談、情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

(6) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保

が難しい事態となっています。福島町においても、介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、介護・福祉人材の確保は大きな課題となっています。

今後も、福島町福祉施設等連絡協議会と協力し、介護サービス従事者研修会を引き続き開催し、介護・福祉人材確保に努めていきます。

第7章 介護保険料の積算

第1節 介護サービス量の見込

第8期介護保険事業計画期間における介護サービス量の推計については、実績等を勘案し、国から示されたワークシート等により利用量を算定します。

居宅サービスについては、要介護認定者（要介護1～5）の居宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績を踏まえて算定します。

また、施設サービスについては、介護保険3施設の実績を踏まえて算定します。

1. 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス量の推計

区 分			R 3	R 4	R 5
居宅サービス	訪問介護	人数／年	1,020	1,044	1,068
	訪問入浴介護	人数／年	84	84	84
	訪問看護	人数／年	36	36	36
	訪問リハビリテーション	人数／年	36	36	36
	居宅療養管理指導	人数／年	324	324	324
	通所介護	人数／年	300	300	300
	通所リハビリテーション	人数／年	12	12	12
	短期入所生活介護	人数／年	156	156	156
	短期入所療養介護	人数／年	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	人数／年	120	144	144
	福祉用具貸与	人数／年	1,260	1,260	1,260
	住宅改修	人数／年	12	12	12
	特定福祉用具購入	人数／年	36	36	36
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数／年	48	48	48
	夜間対応型訪問介護	人数／年	0	0	0
	認知症対応型通所介護	人数／年	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人数／年	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	人数／年	108	108	108
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数／年	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人数／年	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	人数／年	0	0	0
	地域密着型通所介護	人数／年	384	384	384
居宅介護支援		人数／年	1,740	1,740	1,740
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設	人数／年	612	612	612
	介護老人保健施設	人数／年	144	144	144
	介護療養型医療施設	人数／年	12	12	12

2. 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス量の推計

区 分		R 3	R 4	R 5
介護予防サービス	介護予防訪問介護	人数／年	0	0
	介護予防訪問入浴介護	人数／年	0	0
	介護予防訪問看護	人数／年	12	12
	介護予防訪問リハビリテーション	人数／年	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	人数／年	12	12
	介護予防通所介護	人数／年	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	人数／年	0	0
	介護予防短期入所生活介護	人数／年	0	0
	介護予防短期入所療養介護	人数／年	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数／年	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数／年	312	312
	住 宅 改 修	人数／年	12	12
	介護予防特定福祉用具購入	人数／年	12	12
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数／年	0	0
	介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	人数／年	0	0
	介護予防地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人数／年	0	0
介護予防支援		人数／年	276	276

第2節 介護保険給付費の見込

第8期介護保険事業計画期間における介護給付費については、令和2年度の見込み数値をベースに個別サービスの推移に微調整を加えて推計しています。

1. 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計 (単位：千円)

区 分		R 3	R 4	R 5
居宅サービス	訪問介護	94,213	95,841	97,470
	訪問入浴介護	6,564	6,564	6,564
	訪問看護	720	720	720
	訪問リハビリテーション	1,129	1,129	1,129
	居宅療養管理指導	1,703	1,703	1,703
	通所介護	26,468	26,468	26,468
	通所リハビリテーション	611	611	611
	短期入所生活介護	17,356	17,356	17,356
	短期入所療養介護	—	—	—
	福祉用具貸与	12,736	12,736	12,736
	特定福祉用具購入	948	948	948
	住宅改修	1,218	1,218	1,218
	特定施設入居者生活介護	21,202	25,656	25,656
	小 計	184,868	190,950	192,579
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,345	6,345	6,345
	夜間対応型訪問介護	—	—	—
	認知症対応型通所介護	—	—	—
	小規模多機能型居宅介護	2,400	2,400	2,400
	認知症対応型共同生活介護	23,540	23,540	23,540
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	—	—	—
	看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—
	地域密着型通所介護	14,314	14,314	14,314
	小 計	46,599	46,599	46,599
居宅介護支援		23,264	23,264	23,264
施設サービス	介護老人福祉施設	138,860	138,860	138,860
	介護老人保健施設	37,590	37,590	37,590
	介護療養型医療施設	3,000	3,000	3,000
	小 計	179,450	179,450	179,450
介護給付費合計		434,181	440,263	441,892

2. 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計 (単位: 千円)

区 分		R 3	R 4	R 5
介護予防サービス	介護予防訪問介護	140	140	140
	介護予防訪問入浴介護	—	—	—
	介護予防訪問看護	—	—	—
	介護予防訪問リハビリテーション	—	—	—
	介護予防居宅療養管理指導	120	120	120
	介護予防通所介護	—	—	—
	介護予防通所リハビリテーション	—	—	—
	介護予防短期入所生活介護	—	—	—
	介護予防短期入所療養介護	—	—	—
	介護予防福祉用具貸与	973	973	973
	介護予防特定福祉用具購入	360	360	360
	住 宅 改 修	1,200	1,200	1,200
	介護予防特定施設入居者生活介護	—	—	—
	小 計	2,793	2,793	2,793
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	—
	介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
	介護予防地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	—	—	—
	小 計	0	0	0
介護予防支援		1,207	1,207	1,207
予防給付費合計		4,000	4,000	4,000

区 分	R 3	R 4	R 5
介護給付費	434,181	440,263	441,892
予防給付費	4,000	4,000	4,000
総給付費	438,181	444,263	445,892

第 3 節 第 1 号被保険者の基準保険料の積算

第 8 期の第 1 号被保険者の介護保険料は、国の介護報酬改定等を基に、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 ヶ年の給付費などに地域支援事業費を加えた額をベースに積算します。

(1) 所得段階別第 1 号被保険者数の推計

(単位：人)

区 分		対基準	R 3	R 4	R 5	計	加入割合 補正後被 保険者数 (対基準×計)
第 1 段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収 80 万円	0.500	574	561	549	1,684	842
第 2 段階	世帯非課税で本人年収 80 万円超え 120 万円以下	0.750	289	282	276	847	635
第 3 段階	世帯非課税で本人収入 120 万円超	0.750	184	179	176	539	404
第 4 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円以下	0.900	191	187	183	561	505
第 5 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円超	1.000	181	178	174	533	533
第 6 段階	基準所得 120 万円未満	1.200	176	172	168	516	619
第 7 段階	基準所得 120 万円以上 190 万円未満	1.300	102	100	98	300	390
第 8 段階	基準所得 190 万円以上 290 万円未満	1.500	45	44	43	132	198
第 9 段階	基準所得 290 万円以上	1.700	76	74	72	222	378
計			1,818	1,777	1,739	5,334	4,504

(2) 標準給付費

(単位：千円)

区 分	R 3	R 4	R 5	計
総 給 付 費	438,181	444,263	445,892	1,328,336
特定入所者介護サービス等給付費	36,311	37,710	38,088	112,109
高額介護サービス等給付費	11,346	11,460	11,575	34,381
高額介護合算サービス等給付費	1,700	1,700	1,700	5,100
算定対象審査支払手数料	385	385	385	1,155
標準給付費見込額	487,923	495,518	497,640	1,481,081

*総給付費は一定以上所得者負担調整、特定入所者介護サービス等給付費は資産等勘案調整後の数値

(3) 地域支援事業費

(単位：千円)

区 分	R 3	R 4	R 5	計
地 域 支 援 事 業 費	49,541	49,541	49,541	148,623

(4) 第1号被保険者保険料基準額の積算

項 目	計 算 式	結 果
①標準給付費見込額		1,481,081 千円
②地域支援事業費		148,623 千円
③(地域支援事業のうち総合事業分)		76,533 千円
④第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	374,832 千円
⑤調整交付金相当額(本来分)	$(①+③) \times 5\%$	77,881 千円
⑥調整交付金見込額	3年間推計	135,446 千円
⑦調整交付金による保険料軽減額	$⑥-⑤$	57,565 千円
⑧保険料収納必要額	$④-⑦$	317,267 千円
⑨予定保険料収納率		99%
⑩保険料賦課総額	$⑧ \div ⑨$	320,472 千円
⑪被保険者数	3年合計	5,334 人
⑫所得段階別加入割合補正後被保険者数	3年合計	4,504 人
⑬基準保険料見込額	$⑩ \div ⑫ \div 12$ カ月	5,929 円

以上の結果、第1号被保険者保険料の基準額は5,929円となります。

第8期における第1号被保険者の基準保険料は、国の基準に基づき積算すると、5,929円となりますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による町内経済状況及び介護給付費準備基金の積立状況を鑑み、現行（第7期）の保険料5,600円の水準を維持することとします。

なお、国の基準に基づいた5,929円と現行の5,600円との差額329円の不足分については、介護給付費準備基金を約14,000千円取り崩して活用することで対応可能と考えております。

また、第8期最終年度末において、50,000千円以上の基金残高が見込めるため、次期計画（第9期）においても弾力的に保険料を決定することが可能と考えております。

（ 準備基金を活用した積算 ）

項 目	計 算 式	結 果
①標準給付費見込額		1,481,081 千円
②地域支援事業費		148,623 千円
③（地域支援事業のうち総合事業分）		76,533 千円
④第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	374,832 千円
⑤調整交付金相当額（本来分）	$(①+③) \times 5\%$	77,881 千円
⑥調整交付金見込額	3年間推計	135,446 千円
⑦調整交付金による保険料軽減額	$⑥-⑤$	57,565 千円
⑧保険料収納必要額	$④-⑦$	317,267 千円
⑨予定保険料収納率		99%
⑩保険料賦課総額	$⑧ \div ⑨$	320,472 千円
⑪被保険者数	3年合計	5,334 人
⑫所得段階別加入割合補正後被保険者数	3年合計	4,504 人
⑬介護給付費準備基金の活用 （令和元年度末残高 64,889 千円）	⑩-14,000 千円	306,472 千円
基準保険料見込額⑭	$⑬ \div ⑫ \div 12$ カ月	5,670 円

【 介護給付費準備基金の推移（参考） 】

第6期計画以降、毎年度給付費が少しずつ伸びていくと推計をしていましたが、計画したほどの伸びがなかったことから、結果として毎年度基金を積み立てることが出来ています。

令和2年度においても積立額が見込まれ、令和2年度末残高は74,889千円の期末残高となる見込みであります。

(介護給付費準備基金の状況)

単位：円

	年 度	期首残高	積立額(収入)	支消額(支出)	期末残高
第5期	平成 25 年度	0	0	0	0
	平成 26 年度	0	33,400,000	0	33,400,000
第6期	平成 27 年度	33,400,000	13,246,000	33,400,000	13,246,000
	平成 28 年度	13,246,000	6,249,000	0	19,495,000
	平成 29 年度	19,495,000	13,525,000	0	33,020,000
第7期	平成 30 年度	33,020,000	19,290,000	0	52,310,000
	令和元年度	52,310,000	12,579,000	0	64,889,000
	令和 2 年度 (見込額)	64,889,000	10,000,000	0	74,889,000

(5) 所得段階別の保険料

前記(4)から、第8期介護保険事業計画期間における所得段階別の保険料は次のとおりです。

階 層	所 得 区 分	対基準	月 額	年 額
第1段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金 又は本人年収 80 万円	0.500	2,800 円	33,600 円
第2段階	世帯非課税で本人年収 80 万円超え 120 万円以下	0.750	4,200 円	50,400 円
第3段階	世帯非課税で本人収入 120 万円超	0.750	4,200 円	50,400 円
第4段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円以下	0.900	5,040 円	60,480 円
第5段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円超	1.000	5,600 円	67,200 円
第6段階	基準所得 120 万円未満	1.200	6,720 円	80,640 円
第7段階	基準所得 120 万円以上 190 万円未満	1.300	7,280 円	87,360 円
第8段階	基準所得 190 万円以上 290 万円未満	1.500	8,400 円	100,800 円
第9段階	基準所得 290 万円以上	1.700	9,520 円	114,240 円

※「課税、非課税」は当該年度の町民税を表す。

<軽減措置実施>

階 層	所 得 区 分	対基準	月 額	年 額
第 1 段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金 又は本人年収 80 万円	0.300	1,680 円	20,160 円
第 2 段階	世帯非課税で本人年収 8 0 万円超え 120 万円以下	0.500	2,800 円	33,600 円
第 3 段階	世帯非課税で本人収入 1 2 0 万円超	0.700	3,920 円	47,040 円
第 4 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円以下	0.900	5,040 円	60,480 円
第 5 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円超	1.000	5,600 円	67,200 円
第 6 段階	基準所得 120 万円未満	1.200	6,720 円	80,640 円
第 7 段階	基準所得 120 万円以上 190 万円未満	1.300	7,280 円	87,360 円
第 8 段階	基準所得 190 万円以上 290 万円未満	1.500	8,400 円	100,800 円
第 9 段階	基準所得 290 万円以上	1.700	9,520 円	114,240 円

(6) 第 7 期 (H30～R2) の所得段階別の保険料 (参考)

階 層	所 得 区 分	対基準	月 額	年 額
第 1 段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金 又は本人年収 80 万円	0.500	2,800 円	33,600 円
第 2 段階	世帯非課税で本人年収 8 0 万円超え 120 万円以下	0.750	4,200 円	50,400 円
第 3 段階	世帯非課税で本人収入 1 2 0 万円超	0.750	4,200 円	50,400 円
第 4 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円以下	0.900	5,040 円	60,480 円
第 5 段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入 80 万円超	1.000	5,600 円	67,200 円
第 6 段階	基準所得 120 万円未満	1.200	6,720 円	80,640 円
第 7 段階	基準所得 120 万円以上 190 万円未満	1.300	7,280 円	87,360 円
第 8 段階	基準所得 190 万円以上 290 万円未満	1.500	8,400 円	100,800 円
第 9 段階	基準所得 290 万円以上	1.700	9,520 円	114,240 円

※「課税、非課税」は当該年度の町民税を表す。

【資料】

1 福島町介護保険運営協議会の協議経緯

日 程	内 容
令和2年9月1日	第1回福島町介護保険運営協議会 議案第1号 会長及び副会長の互選について 報告第1号 令和元年度介護保険特別会計（保険事業勘定）決算について 報告第2号 令和元年度介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算について 議案第1号 令和2年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（案）について 第1回福島町地域包括支援センター運営協議会 報告第1号 令和元年度地域包括支援センター業務実績について 報告第2号 令和2年度地域支援事業実績について 第1回福島町地域密着型サービス運営委員会 報告第1号 地域密着型サービス事業指定状況について
令和3年1月8日	第2回福島町介護保険運営協議会 議案第1号 第8期介護保険計画における介護給付費の推計と保険料の積算について 議案第2号 答申書（案）について
令和3年1月27日	町議会経済福祉常任委員会
令和3年2月19日	第3回福島町介護保険運営協議会

2 福島町介護保険運営協議会委員名簿 (令和2年4月現在)

氏 名	委員区分	備 考
小笠原 実	第1号委員 (保健・医療・福祉の識見委員)	福島町医歯会
上 嶋 秀 司		福島町医歯会
櫻 庭 節 子		福島町民生委員協議会
山 辺 篤		特別養護老人ホーム陽光園
中 村 辰 雄		福島町社会福祉協議会
住 吉 健 一	第2号委員（被保険者代表委員）	福島町町内会連合会
鳴 海 洋 子		ふくしま町女性の会
寺 澤 ふ さ		有限会社スマイル
大 橋 恭 子	第3号委員 (公募)	公 募
福 士 公 子		公 募

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (結果)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

（１）調査概要

第８期介護保険事業計画策定にあたって、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

■調査方法

対 象 者	介護保険該当被保険者の内、要介護認定者以外の者
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和２年６月～７月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

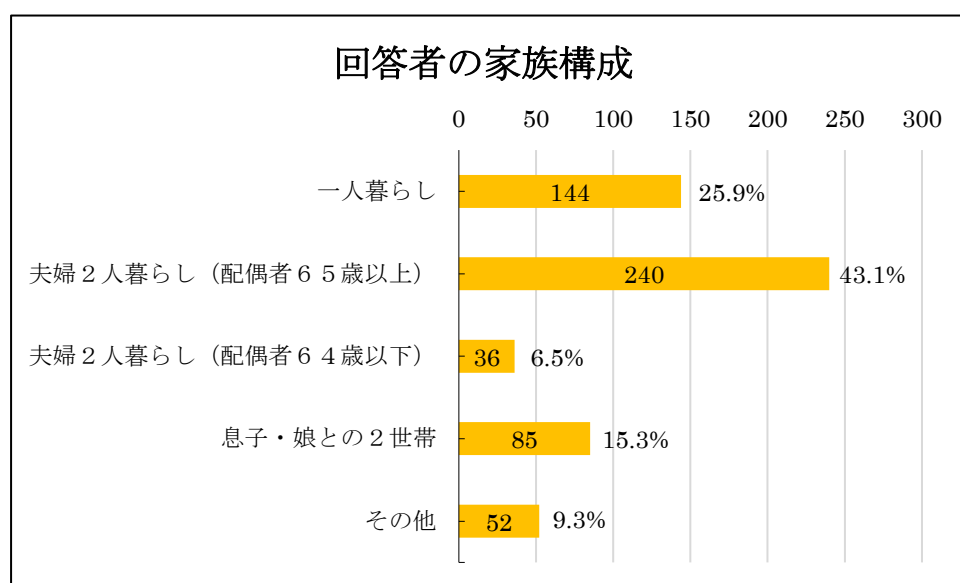
■配布数・回収率

配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
900	563	62.6

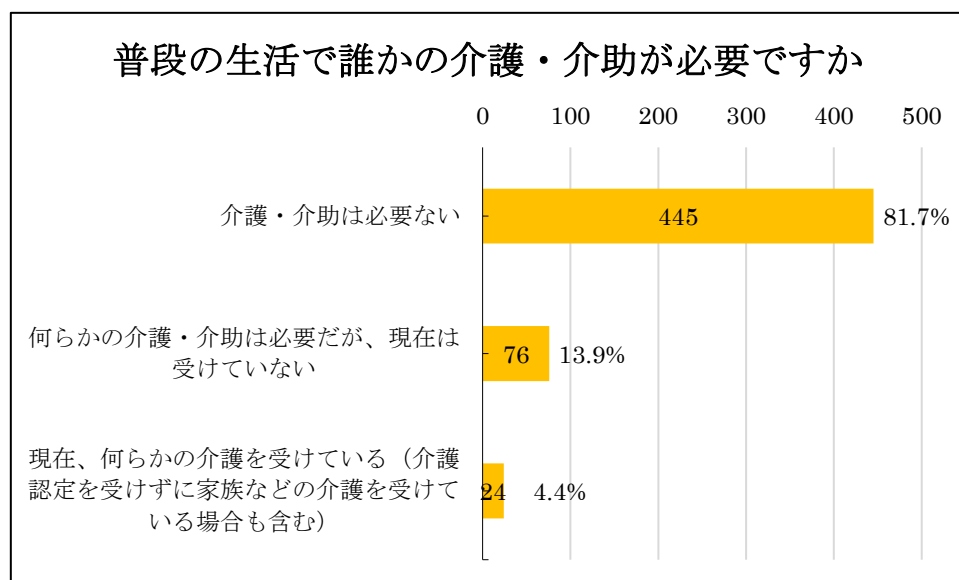
（２）家族構成について

回収数 563 のうち 557 名の記入がありました。

回答のうち、「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が最も多く 240 名（43.1％）を占めており、次いで「一人暮らし」が 144 名（25.9％）となっております。

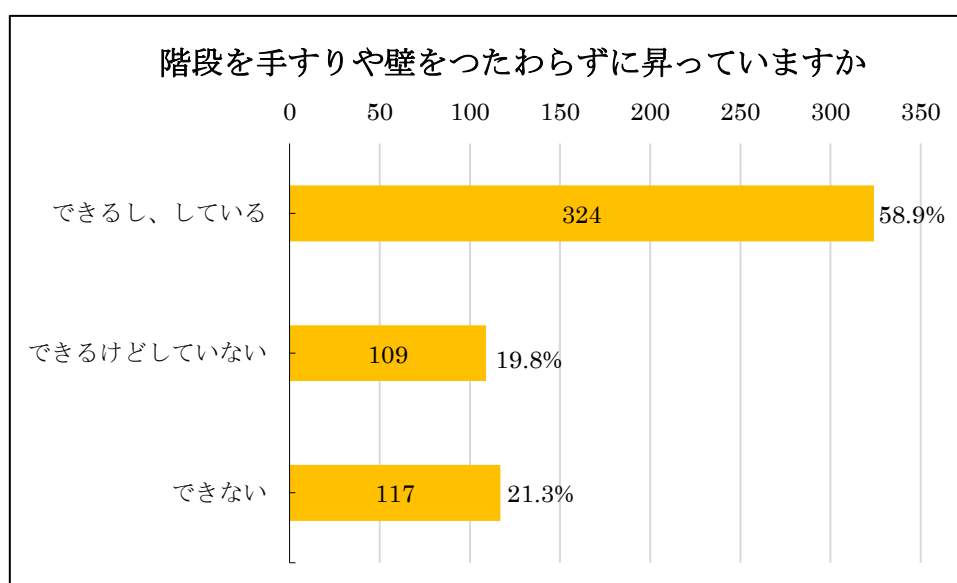


「普段の生活で誰かの介護・介助が必要ですか」との問いには 545 名が回答し、「介護・介助は必要ない」が最も多く 445 名（81.7%）、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」は 24 名（4.4%）となった。

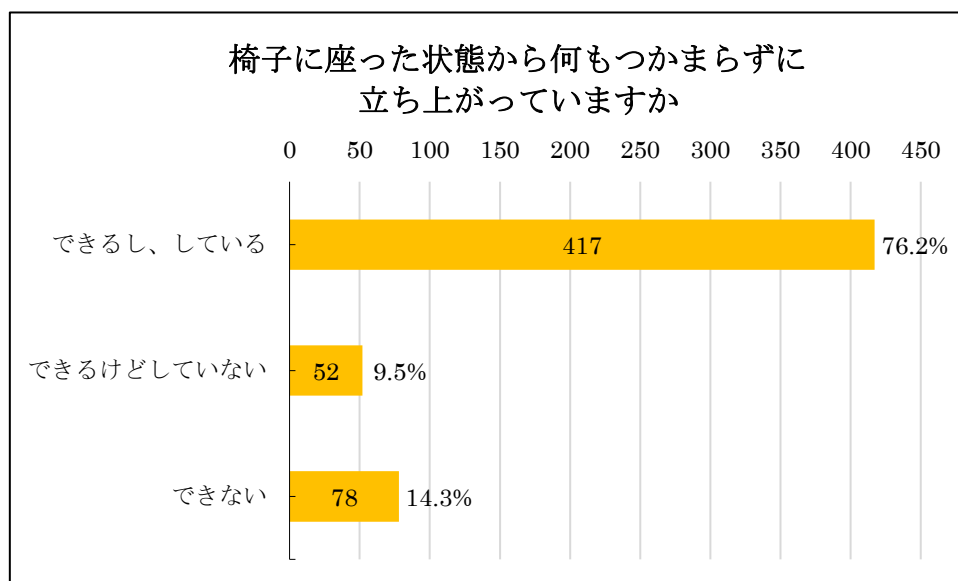


（３）からだを動かすことについて

「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」の問いには 550 名が回答し、「できるし、している」が最も多く 324 名（58.9%）となっていますが、次いで「できない」が 117 名（21.3%）となっています。

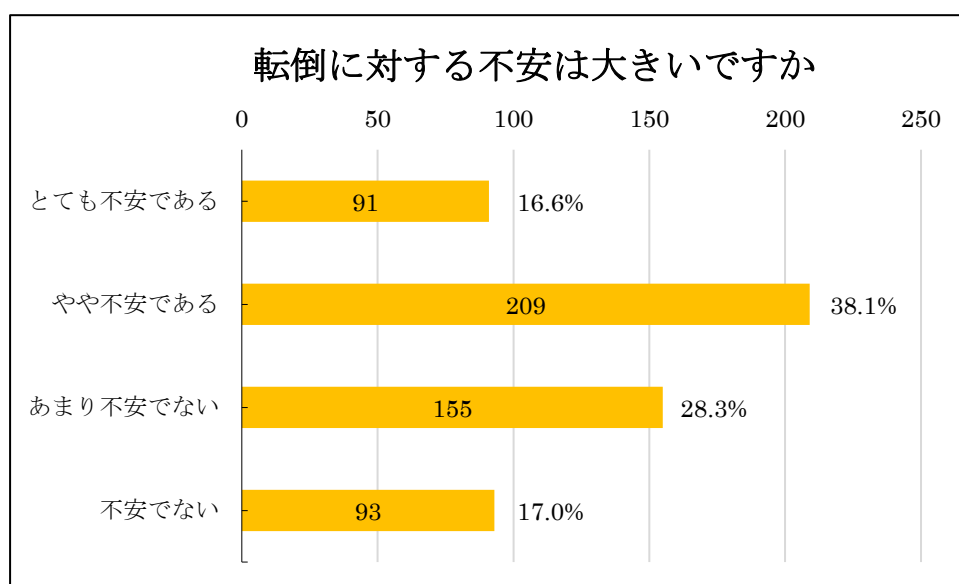


「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」との問いには 547 名が回答し、「できるし、している」が最も多く 417 名（76.2%）、次いで「できない」が 78 名（14.3%）となっています。



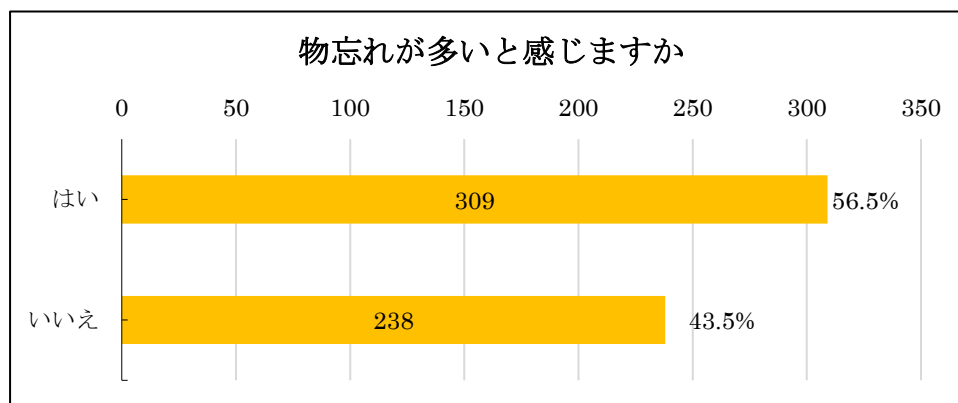
「転倒に対する不安は大きいですか」の問いには 548 名が回答し、「やや不安である」が最も多く 209 名（38.1%）、次いで「あまり不安でない」が 28.3%となっています。

「とても不安である」「やや不安である」と回答した人は 300 人（54.7%）となっています。

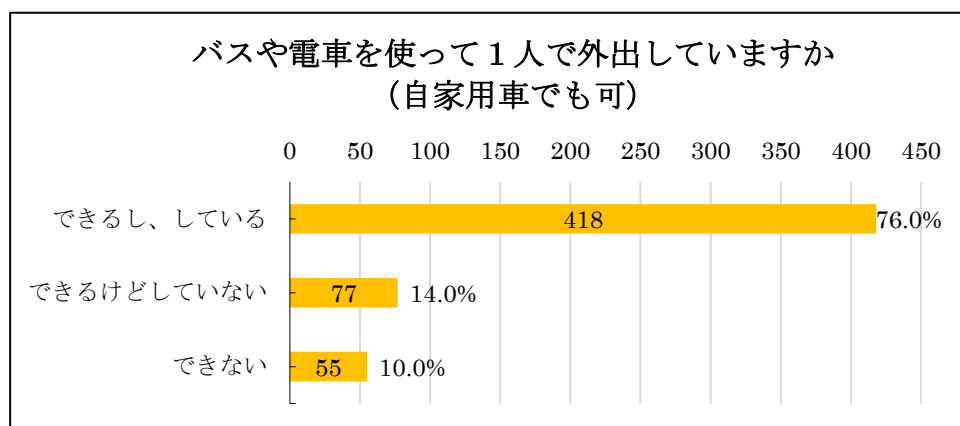


（４）毎日の生活について

「物忘れが多いと感じますか」との問いには 547 名が回答し、「はい」が 309 名（56.5%）、「いいえ」が 238 名（43.5%）となっています。

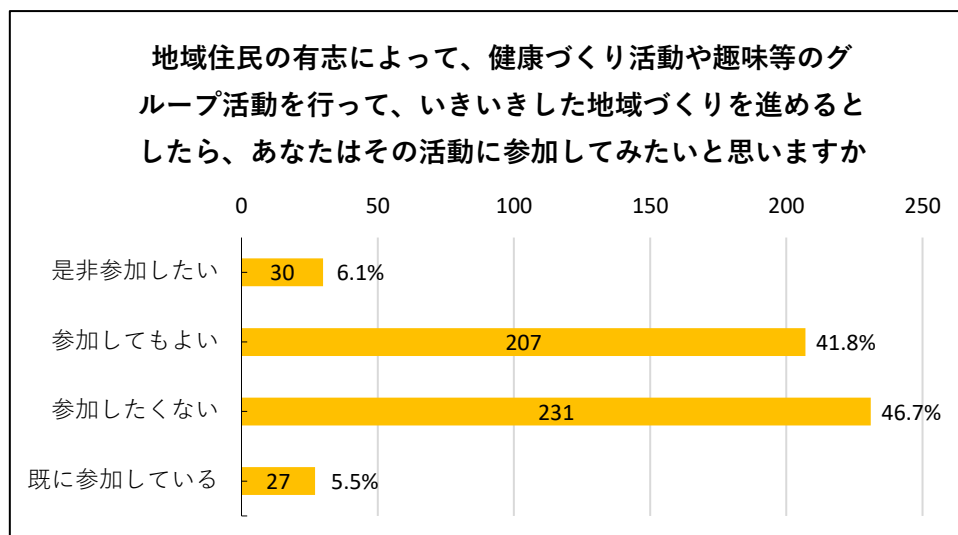


「バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）」の問いには 550 名が回答し、「できるし、している」が最も多く 418 名（76.0%）、「できない」は 55 名（10.0%）となっています。



（５）地域での活動について

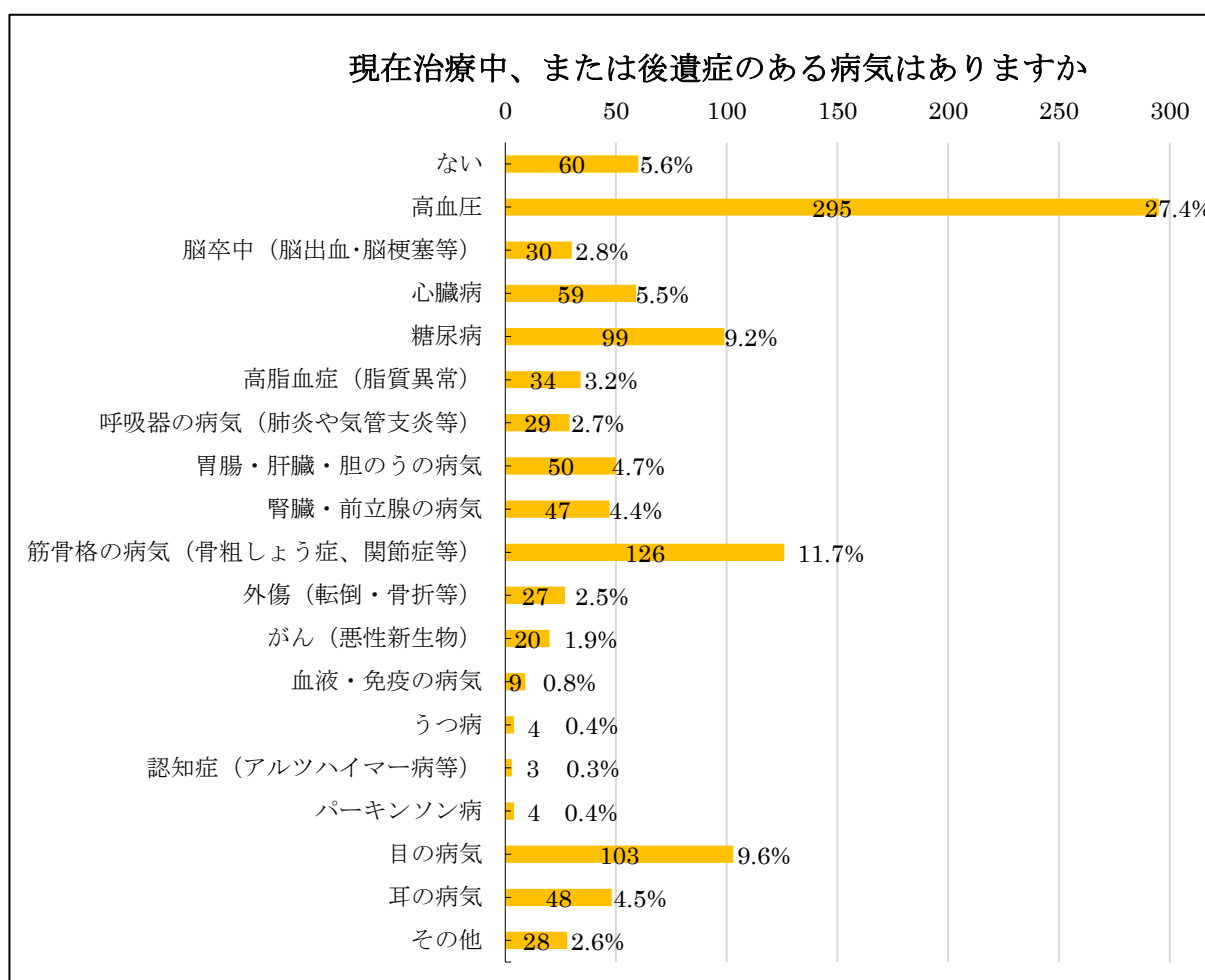
「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか」との問いには 495 名が回答し、「既に参加している」が 27 名（5.5%）で最も少なく、「是非参加したい」も 30 名（6.1%）と消極的な回答となりました。



(6) 健康について

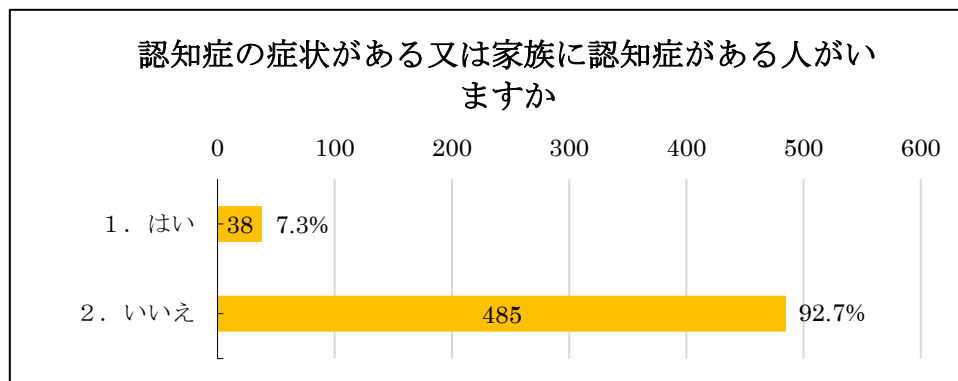
「現在治療中、または後遺症のある病気はありますか」との問いには、1,075 の回答（複数回答可）があり、回答のうち「高血圧」が最も多く 295（27.4%）、次いで筋骨格の病気が 126（11.7%）、目の病気が 103（9.6%）となっています。

「ない」と回答したのは 60（5.6%）となっています。



（７）認知症にかかる相談窓口の把握について

「認知症の症状がある又は家族に認知症がある人がいますか」の問いには 523 名が回答し、「はい」が 38 名（7.3%）となっています。



「認知症に関する相談窓口を知っていますか」の問いには 526 名が回答し、「はい」が 128 名（24.3%）となっています。

